

双葉町産業廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 住民等から懸念が示されている、埋め立てる産業廃棄物の種類及び性状並びに搬入計画、遮水シートの安全性、浸出水処理施設など最終処分場の施設の設計諸元、緊急時の措置を含めた維持管理計画並びに事業計画の検討に当たり環境への影響を回避・低減するために配慮した内容については、環境影響の予測及び評価の前提であることから、できる限り詳細かつ分かりやすく環境影響評価書に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域内に計画されている常磐自動車道については、工事実施時期、開通時期等の詳細が未決定であることから、今後、工事実施時期等について、日本道路公団、その他の関係機関等との十分な調整を図ること。また、工事実施時期等が明らかになった場合は、必要に応じ、追加的な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。
- (3) 予測において使用した設定条件については、その妥当性を明らかにすること。
- (4) 環境保全措置については、その効果をできる限り具体的に環境影響評価書に記載すること。また、環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用するなどして、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 工事中又は供用開始後に、環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (6) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 粉じん、悪臭等については、妥当性を確認した気象観測結果に基づき、予測及び評価を行うこと。なお、妥当性の確認に当たっては、予測に使用している気象観測結果について、対象事業実施区域付近の公設大気測定局における観測結果との比較や異常年検定などを行うこと。

(2) 粉じん及び悪臭の予測及び評価に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

(3) 騒音及び振動については、現況調査結果並びに予測及び評価結果を踏まえ、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう努めること。

3 水環境について

(1) 水質の予測及び評価に当たっては、埋め立てる産業廃棄物の種類や性状等及び放流先の利水状況等を考慮し、計画流入水質及び放流水質を設定すること。

(2) 浸出水処理施設については、重金属類、アンモニア、難分解性有機物、ダイオキシン類等に対する有効性及び処理能力を明らかにした上で、予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。

(3) 水の濁りについては、仮設沈砂池及び調節池における堆砂量の予測を行い、適切な環境保全措置を講じること。

(4) 廃棄物搬入車両、重機等の洗浄排水は、場外に飛散、流出することのないよう適切に管理するとともに、浸出水処理施設において処理するなど、適切に処理すること。
なお、浸出水調整池及び同処理施設の規模算定に当たっては、埋立て地内への散水量も見込むこと。

(5) 事業計画において、燃え殻及びばいじんを埋立て対象廃棄物としていること並びに放流水が流入する前田川への合流地点より下流においては、農業用水としての利水があることから、廃棄物由来の塩類による影響について、予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。

(6) 最終処分場からの放流水質を予測及び評価するに当たっては、ホトケドジョウ等の魚類や底生動物の生息環境に及ぼす影響にも考慮すること。

4 土壌について

土壌については、長期間の廃棄物の埋立てに対する地盤の安定性も含めて、予測及び評価を行うこと。

5 自然環境について

(1) サシバ及びノスリについては、対象事業実施区域及びその周辺での利用状況を明らかにした上で、必要な環境保全措置を講じること。

(2) 町道羽鳥石熊線沿いでは、オオタカ、ハチクマなどの希少猛禽類が多数確認されており、営巣する可能性が高いことから、工事車両等の運行に伴う、工事期間中の騒音による影響について、予測及び評価を行うこと。

(3) 対象事業実施区域内の緑化については、潜在自然植生にも配慮するとともに、できる限り郷土種を用いること。

(4) 植物の移植を行う場合には、専門家の意見を踏まえて、移植の必要性、移植方法等について十分に検討し、影響が最小限となるよう実施すること。なお、移植後の定着が十分でない場合は、専門家の意見を踏まえて適切な措置を講じること。

(5) 希少な動植物や希少猛禽類の営巣等が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得ながら事業による影響が最小限となるよう、適切な措置を講じること。

6 事後調査について

(1) 水質及び底質の事後調査に当たっては、放流水の前田川への合流地点より下流地点も追加すること。

(2) 魚類及び底生動物の事後調査に当たっては、生物種組成にも留意するとともに、これら生物の生息環境の変化を把握するため、調査地点における水生植物の植生調査も適宜実施すること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺における、オオタカ、ハチクマなど希少猛禽類の繁殖状況について、事後調査を適切に行うこと。

(4) 事後調査結果により環境影響が確認された場合の対応方針を、環境影響評価書に具体的に記載すること。

7 その他

(1) 上記 1 から 6 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

(2) 評価書の作成に当たっては、上記 1 から 6 の内容を十分に踏まえ、適切に対応すること。